15. ベビーカー	形状	⑴　座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上のもの（⑵に掲げるものを除く。） ⑵　座面と背当から構成されるものであつて、使用時の座面に対して背当のなす最小の角度が95度以上であり、かつ、座面に対して背当のなす最大角度が150度以上のもの ⑶　箱形のもの ⑷　その他のもの
	折りたたむことができる構造	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	車輪の数	⑴　三輪のもの ⑵　四輪のもの ⑶　その他のもの
	乗車定員	⑴　一人のもの ⑵　その他のもの
	座席部分の取り外し	⑴　取り外しが可能なもの ⑵　その他のもの
	日よけ	⑴　あるもの ⑵　ないもの
	付属品	⑴　あるもの ⑵　ないもの

別表第２の２（第21条の２第１項関係）

特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
１．（略）	（略）	（略）
２．乳幼児用玩具	揺りかご、ベッド又はベビーカーに張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨

（新設）	（新設）	（新設）

別表第２の２（第21条の２第１項関係）

特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）	使用に関して注意を促すための文言	
	要素	表示すべき文言
１．（略）	（略）	（略）
２．乳幼児用玩具	揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨